

平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)
 平成28年(ワ)第696号放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)
 平成29年(ワ)第137号放送法順守義務確認等請求事件(第3事件)
 平成29年(ワ)第466号放送法順守義務確認等請求事件(第4事件)

第1事件原告 宮内正厳
 第2事件原告 溝川悠介外44名
 第3事件原告 北野重一外57名
 第4事件原告 高桑次郎外21名
 被告 日本放送協会

証 拠 説 明 書 (36)

2020年5月29日

奈良地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら 訴訟代理人
 弁護士 佐藤真理

号証	標目	原本 写し	作成 年月日	作成者	立証趣旨
397	「検察と国民の信頼」 (時論公論)	写し	2020/5/26	清永聡 解説委員	黒川東京高検検事長の退職を受けて、検察庁法改正案の定年延長規定の問題点をNHKが詳細に解説している。いかにも時期に遅れた解説報道であり、メインのニュース7やニュースウオッチ9でなく、深夜の番組で取り上げていること。
398	検察官人事に見る安倍政権の司法支配 (法と民主主義)	写し	2020/4/5	晴山一穂専 修大学名誉 教授	国家公務員法81条の3の勤務延長制度を検察官に適用することは「許されない」との政府解釈を「適用される」と解釈変更することの可否を検討し、歴史的経緯に照らし、また検察官の地位の特殊性(準司法官としての検察官)に照らし、適切でないとしている行政法学者の論文。
399	第200回国会 2019年11月8日の参議院予算委員会の会議録(抄)	写し	2019/11/8	参議院予算 委員会	2019年11月8日の参議院予算委員会における田村智子参議院議員の「桜を見る会」関連の質問と安倍首相らの答弁の内容等

400	安倍政治の腐敗を象徴する「桜を見る会」「前夜祭」問題（法と民主主義）	写し	2020/4/5	弁護士 小野寺義象	「桜を見る会」問題の特質は、安倍首相自身の問題であること、政治的道義的責任にとどまらず、刑事責任を含む法的責任が問われることにある。安倍首相、安倍政権は徹底した証拠隠滅に走り、2019年秋の臨時国会で幕引きを図ったが、2020年通常国会に引き継がれ、政治の私物化を許さず、国民に政治を取り戻す取組が求められていること等
401	最近のNHKニュース報道について(補充)	原本	2020/5/27	佐々木有馬	最近のNHKニュース報道のウォッチング。検察庁法改正問題、かんぽ生命とNHK報道等について
402	責任は認めても責任を取らない安倍首相（週刊金曜日）	写し	2020/5/29	水島朝穂 早稲田大学 法学学術院 教授	黒川東京高検検事長が賭けマージャン報道を機に辞職したが、黒川氏は懲戒処分に至らない「訓告」にとどまり、退職金は満額支給される見込みであり、安倍首相らは「国民は時間がたてば忘れるだろう」とたかをくくっているようだが、このまま黒川氏を「円満退職」させるようなことがあれば、多くの国民の怒りを買うことは間違いない。
403	“ゴリ押し”で定年延長した政治責任は重い(週刊金曜日)	写し	2020/5/29	望月衣塑子 東京新聞記者	検察庁法改正法案の審議で、森法務大臣は検察幹部の定年を最長3年延期できる「特例規定」の適用基準について「現時点で示すことは困難」と述べて、基準を示さなかった。森友問題で官邸は記録の書き換えを強要し、赤木俊夫氏を自死に追いやった佐川宣寿理財局長を国税庁長官に抜擢した前科がある。特例の適用基準は「政権の忠犬かどうか」ということになるのではないか。 懲戒でなく訓告にとどめた甘い処分は、官邸への論功行賞であり、国民の理解は得られないだろう。総退陣の時期がきているのではないか。